

# 令和8年度「県外・インバウンド向け観光コンテンツ造成支援事業」実施要領

## 1 目的

本事業は、県外観光客及び外国人観光客を主なターゲットとし、長岡市内の観光資源を活用した付加価値・収益性の高い観光コンテンツの造成及び販売を支援することにより、誘客促進、滞在時間の延長及び観光消費額の増加を図ることを目的とする。

## 2 用語の定義

- (1) 本要領において『観光コンテンツ』とは、次の各号のすべてを満たすものをいう。
  - ① 長岡ならではの観光資源（自然、食、文化、歴史、産業、暮らし等）をテーマ又は要素として活用したものであること。
  - ② 県外観光客又は外国人観光客を対象として、対価を得て提供される体験、ツアー、宿泊プラン又は飲食プランであること。
  - ③ Web サイト、宿泊予約サイト、飲食店予約サイト等を通じ、来訪前に予約又は購入が可能な状態にあること。
  - ④ 宿泊、飲食、体験等を通じ、来訪者の滞在時間又は消費額の増加に直接的に寄与する内容であること。
  - ⑤ 補助事業終了後も継続的に実施・販売されることを前提としていること。
- (2) 本要領において『インバウンド向け事業』とは、次の各号のすべてを満たすものをいう。
  - ① 外国人観光客の利用を主な目的として造成された観光コンテンツであること。
  - ② 外国語による情報発信を行い、Web サイト（宿泊予約サイト、飲食店予約サイト等）を通じて、外国人が予約又は購入が可能な状態にあること。
  - ③ 外国人観光客を実際に受け入れる体制（外国語対応、キャッシュレス決済等）が整備されていること。

## 3 補助対象事業者の要件

- (1) 市内に事業所（営業所、支社含む）、施設、店舗等を有し、次の各号のいずれかに該当する者を補助対象事業者とします。
  - ① 旅館業法の許可を受けた宿泊事業者
  - ② 観光施設事業者
  - ③ 食品衛生法の許可を受けた飲食店営業者
  - ④ 商業施設運営者（スーパーマーケット、商店など）
  - ⑤ 市内に路線を有し運行する鉄道事業者及びバス事業者
  - ⑥ 市内の協会及び組合等に加盟するタクシー及びハイヤー事業者
  - ⑦ 旅行業法による登録を受け、市内で体験型観光商品を展開する旅行事業者
  - ⑧ 市内の観光資源の生産、販売等を行う事業者
  - ⑨ その他、「越後長岡」観光振興委員会の会長が特に必要と認める者
- (2) 前項の規定に関わらず、申請団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する場合、または暴力団及び暴力団員が、申請団体及びその構成員の経営に実質的に関与している場合は補助対象から除外します

#### 4 補助内容

##### (1) 補助対象事業

長岡市内の観光資源を活用し、県外観光客又は外国人観光客を主な対象として、滞在時間の延長及び観光消費額の増加に資する取組であって、事業期間中に観光コンテンツの造成から販売開始までが完了するもののうち、以下の要件をすべて満たす事業を補助対象とします。

- ・ 新たな観光コンテンツの造成又は既存の観光コンテンツの磨き上げ(提供内容の拡充や再構成により、付加価値及び収益性の向上を図ること)に係る取組であること。
- ・ 有償で提供される商品又はサービスであること。
- ・ 来訪前に予約又は購入が可能な仕組みが整備されること。
- ・ 宿泊、飲食、体験等を通じ、来訪者の滞在又は消費行動を具体的に变化させる内容であること。
- ・ 補助事業終了後も継続的に実施、販売が可能となる収益性の確保を前提としていること。
- ・ 令和8年6月6日(土)から令和9年3月10日(水)までの間に実施する取組であること。
- ・ 国や新潟県等他の公共団体等による補助等を受けていない取組であること。
- ・ 政治的又は宗教的な活動を目的としない取組であること。

##### (2) 補助率及び補助上限額

###### ① 補助率

ソフト経費：補助対象経費の4分の3(インバウンド向け事業の場合は10分の10)

ハード経費：補助対象経費の3分の1(インバウンド向け事業の場合は2分の1)

※ 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

※ 両経費を組み合わせた申請も可とする。

###### ② 補助上限額

100万円

※ 補助金の上限額は、ソフト経費及びハード経費について、それぞれの補助率を適用して算出した補助金額の合算額に対する上限額である。

##### (3) 補助対象経費

###### ① ソフト経費：企画や運営、広告、販売に関する経費

例) 企画委託費、試験販売費、モニターツアー費、広告費、予約サイト登録費 など

###### ② ハード経費：施設や設備、備品など形のあるものを整備するための経費

例) 改修費、内装工事費、看板製作費、備品購入費 など

(4) 補助対象外経費

本補助金の補助対象外となる経費は以下のとおりです。

- ・ 消費税及び地方消費税（消費税法上における納税事業者とならない事業者、免税事業者、簡易課税事業者を除く）
- ・ 交付決定前に発生した経費
- ・ 事業内容や実施期間に照らして必要性又は合理性を欠くと認められる経費
- ・ 汎用性の高い備品（PC、タブレット、スマートフォン等）の購入費
- ・ 事業者における経常的な経費（事務所等に係る家賃、光熱水費、通信料等）
- ・ 事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- ・ 本事業における資金調達に必要となった利子
- ・ モニターツアー参加者の実施場所への旅費 など

5 申請手続

申請者は、締め切りまでに必要な書類を事務局に提出してください。

(1) 申請期間及び提出先

期 間 令和8年4月20日（月）から令和8年5月22日（金）まで

提出先 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

「越後長岡」観光振興委員会 事務局

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp

(2) 提出書類

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書

(3) 留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や、掲載する写真は公表可能なものを使用してください。

6 審査及び交付決定

(1) 審査方法

申請内容について、事務局による審査を実施します。

(2) 審査基準

① 事業趣旨との適合性

県外観光客又は外国人観光客を主な対象とし、本事業の目的に合致した内容となっているか。

② 付加価値の創出・磨き上げの妥当性

新規造成の場合には、対象とする来訪者のニーズを踏まえた、独自性・魅力を有する観光商品として成立しているか。

磨き上げの場合には、提供内容の拡充や再構成等により、価格設定や滞在時間、消費単価の向上につながる質的な進化が示されているか。

③ 収益性・価格設定の妥当性

販売価格、想定販売数、売上見込等が合理的であり、補助事業終了後も継続可能な収益構造となっているか。

④ 実現可能性・継続性

実施体制、運営方法等が現実的であり、補助終了後も継続実施が見込まれるか。

⑤ 計画の具体性

コンテンツの造成から販売まで具体的かつ現実的な計画が立てられているか。

(3) 交付決定

申請者には、令和8年6月5日（金）までに審査結果（補助金の交付決定又は不交付決定）を通知します。

なお、本事業は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うため、申請者が多数となった場合には、審査基準に基づく評価点数の高い事業から優先的に採択します。

このため、補助対象要件を満たしている事業であっても、予算の状況や審査結果等を踏まえ、申請額より低い金額で補助金の交付決定を行う場合や不採択となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 7 実績報告及び支払い

(1) 実績報告書の提出

交付決定を受けた事業が完了した日から20日を経過した日又は令和9年3月10日（水）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

提出先 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

「越後長岡」観光振興委員会 事務局

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp

(2) 額の確定及び支払い

実績報告書の内容を検査した後、補助金の額を確定し通知します。なお、検査の結果、補助金が減額となる場合があります。（領収書等の証拠書類がない場合、補助対象外の経費が含まれている場合など）

補助金は額の確定後、速やかに支払います。

## 8 その他

- ・ 補助事業の内容等を変更又は中止する場合は、事前の承認が必要です。所定の「変更・中止申請書」を提出してください。内容によっては、変更が認められない可能性がありますので、ご注意ください。
- ・ 補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金の支払いは行いません。
- ・ 補助金は原則として事業完了後の精算払いとします。ただし、事業の円滑な実施に支障があると認められる場合は、概算払いの請求をすることができます。
- ・ 本事業において備品等を取得した場合には、事業が終了した後も、当該備品等を適切に管理しなければなりません。法定耐用年数を経過する前に取得した備品等を処分（転用、

譲渡、貸付け、廃棄又は取壊し及び担保に供する処分)しようとするときは、事前の承認が必要です。承認を受けずに処分した場合には、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

- ・ 本事業は、事業終了後においても継続的な実施を前提としたものであることから、必要に応じて、補助事業終了後の実施状況等について確認を行う場合があります。
- ・ 同一内容の事業において、国や新潟県等他の公共団体等による補助金が支給されている、または支給されることが確定している場合、補助対象となりませんので、ご注意ください。なお、採択後にその事実が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

**【連絡先】**

「越後長岡」観光振興委員会事務局

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

電話番号 0258-39-2221 FAX 0258-39-3234

Mail [kanko@city.nagaoka.lg.jp](mailto:kanko@city.nagaoka.lg.jp)